

新潟県公安委員会規則第7号

警備業法施行細則及び警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和6年3月29日

新潟県公安委員会

委員長 山田 知治

警備業法施行細則及び警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部を改正する規則

(警備業法施行細則の一部改正)

第1条 警備業法施行細則(昭和47年新潟県公安委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前						
<p>別記様式 第1号(第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">特例対象施設承認申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">認定をした公安委 員会の名称</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">認定の 番号</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	認定をした公安委 員会の名称	(略)	認定の 番号	<p>別記様式 第1号(第3条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">特例対象施設承認申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">認定証を交付した 公安委員会の名称</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">認定証 の番号</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	認定証を交付した 公安委員会の名称	(略)	認定証 の番号
認定をした公安委 員会の名称	(略)	認定の 番号					
認定証を交付した 公安委員会の名称	(略)	認定証 の番号					
<p>第2号(第5条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">警備員指導教育責任者兼任承認申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">認定をした公安委 員会の名称</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">認定の 番号</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	認定をした公安委 員会の名称	(略)	認定の 番号	<p>第2号(第5条関係)</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">警備員指導教育責任者兼任承認申請書</p> <p>(略)</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 33%;">認定証を交付した 公安委員会の名称</td> <td style="width: 33%;">(略)</td> <td style="width: 33%;">認定証 の番号</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	認定証を交付した 公安委員会の名称	(略)	認定証 の番号
認定をした公安委 員会の名称	(略)	認定の 番号					
認定証を交付した 公安委員会の名称	(略)	認定証 の番号					

(警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則の一部改正)

第2条 警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する規則(平成23年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)に対応する同表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前																		
<p>第2条 公表の対象となる行政処分は、新潟県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行った行政処分のうち、次の表の左欄に掲げる法律の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、公表の内容は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">法律の区分</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td style="width: 80%;">公表の内容</td> </tr> <tr> <td>警備業法</td> <td>(略)</td> <td>1 <u>認定の番号又は届</u></td> </tr> <tr> <td>探偵業法</td> <td>(略)</td> <td><u>出書の受理番号</u> 2～6 (略)</td> </tr> </table>	法律の区分	(略)	公表の内容	警備業法	(略)	1 <u>認定の番号又は届</u>	探偵業法	(略)	<u>出書の受理番号</u> 2～6 (略)	<p>第2条 公表の対象となる行政処分は、新潟県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が行った行政処分のうち、次の表の左欄に掲げる法律の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げるとおりとし、公表の内容は、同表の右欄に掲げるとおりとする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="width: 20%;">法律の区分</td> <td style="width: 20%;">(略)</td> <td style="width: 80%;">公表の内容</td> </tr> <tr> <td>警備業法</td> <td>(略)</td> <td>1 <u>認定証番号又は届</u></td> </tr> <tr> <td>探偵業法</td> <td>(略)</td> <td><u>出証明書番号</u> 2～6 (略)</td> </tr> </table>	法律の区分	(略)	公表の内容	警備業法	(略)	1 <u>認定証番号又は届</u>	探偵業法	(略)	<u>出証明書番号</u> 2～6 (略)
法律の区分	(略)	公表の内容																	
警備業法	(略)	1 <u>認定の番号又は届</u>																	
探偵業法	(略)	<u>出書の受理番号</u> 2～6 (略)																	
法律の区分	(略)	公表の内容																	
警備業法	(略)	1 <u>認定証番号又は届</u>																	
探偵業法	(略)	<u>出証明書番号</u> 2～6 (略)																	

別記様式 (第3条、第4条関係)

被処分者	認定の番号・届出書の受理番号	(略)
	(略)	
(略)		

別記様式

被処分者	認定証・届出証明書番号	(略)
	(略)	
(略)		

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。